

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	個人市民税・県民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市は、個人市民税・県民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

郡上市長

公表日

令和7年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人市民税・県民税に関する事務
②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、個人市民税・県民税（以下「市県民税」という。）の賦課に関する事務。（市県民税額は、申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料から、郡上市が賦課決定する） ・課税に必要な調査などを行っている。 ・所得証明など税務課で取り扱う事務に関する証明書等を発行している。 ・郡上市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①課税対象者情報の準備 ②住民・給与支払者・国税庁等からの申告等受付 ③他市町村在住の控除対象配偶者、被扶養者の情報確認 ④市県民税の賦課決定 ⑤住民、給与支払者への市県民税納税通知書等の送付 ⑥税情報に基づく課税所得証明書等の発行 ⑦他自治体等から郡上市への調査回答、郡上市から他自治体等への税務調査の実施 ⑧市県民税の収納管理、還付処理
③システムの名称	個人住民税システム、収納消込システム、宛名管理システム、納税管理人システム、口座管理システム、電子申告（eLTAX）システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

1. 個人住民税システムファイル 2. 宛名ファイル 3. 納税管理人システムファイル 4. 収納消込システムファイル 5. 口座管理システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	第9条第1項、別表の16項
--------	---------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号及び同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48項並びに同法第19条第8号に基づく主務省令第50条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郡上市 総務部 税務課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郡上市 総務部 税務課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[1万人以上10万人未満] 令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネットを用いた特定個人情報の照会については、住所・氏名・生年月日等、マイナンバー以外の本人情報が一致した場合のみ、紐づけを行っている。また、紐づけ可能な職員を上長のみ限定し、不特定多数の職員が介在するリスクを軽減している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムにおいて、各業務担当者による目的を超えた紐づけがされないようマイナンバーの紐づけが可能な職員を上長に限定し管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月2日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
	I-1-③ システムの名称	市県民税システム、収納消込システム、宛名管理システム、納税管理人システム、口座管理システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバー	個人住民税システム、収納消込システム、宛名管理システム、納税管理人システム、口座管理システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバー	事前	
	I-2-1 特定個人情報ファイル名	1.市県民税システムファイル 2. 宛名ファイル 3納税管理人システムファイル 4. 収納消込システムファイル 5. 口座管理システムファイル	1.個人住民税システムファイル 2. 宛名ファイル 3納税管理人システムファイル 4. 収納消込システムファイル 5. 口座管理システムファイル	事前	
	IV-8 人手を介在させる作業	—	項目追加	事前	様式変更に伴う追加
	IV-11 最も優先順位が高いと考えられる対策	—	項目追加	事前	様式変更に伴う追加